

大分県サービス付き高齢者向け住宅定期報告・立入検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条の規定に基づき、大分県内（大分市を除く。）のサービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

(定期報告の実施方法)

第2条 大分県知事は、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者（以下「登録事業者」という。）に前年度の3月末時点の管理状況報告を依頼し、登録事業者は、「サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書」（様式第1号）により、毎年5月末までに大分県知事あて報告するものとする。

(立入検査事項)

第3条 登録済みのサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）に対する立入検査事項は、大分県が毎年度実施計画において定めることとし、立入検査事項は必要に応じて別途追加することができる。

(立入検査の実施方法)

第4条 立入検査は、毎年度定める実施計画により実施する。また、サービス付き高齢者向け住宅の適正な管理を行うために必要と認められる場合は、随時実施するものとする。

2 立入検査の実施にあたっては、登録事業者に対して事前に承諾を得て、「立入検査通知書」（様式第2号）により通知を行う。

(立入検査の留意事項)

第5条 検査員は、立入検査を実施するに際して、次の事項に留意しなければならない。

- 一 登録住宅への立入検査は、登録住宅及び登録住宅職員の正常な業務を妨げないよう努める。
 - 二 登録住宅関係者には、あらかじめ立入検査の趣旨を説明し、登録住宅の理解と協力が得られるよう努める。
- 2** 登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者は、立入検査時に次の事項に協力しなければならない。
- 一 登録住宅及び併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設の業務状況の説明
 - 二 帳簿、管理状況書類の開示
 - 三 その他、検査員が求める事項

(報告)

第6条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに「立入検査報告書」(様式第3号)により所属長に報告する。

(結果通知)

第7条 立入検査の結果については、「立入検査結果通知書」(様式第4号)により登録事業者あて通知する。

(改善報告)

第8条 前条で指摘した事項については、登録事業者から速やかに文書にて改善報告を求めることとする。

2 登録事業者は、指摘事項について速やかに改善し、文書にて大分県知事あて報告するものとする。

- 附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
附則 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
附則 この要領は、令和3年4月20日から施行する。
附則 この要領は、令和3年11月15日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

大分県知事 殿

登録申請者
住所又は主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり管理状況を報告します。

備考

- 1 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2 この様式に別紙1及び別紙2をあわせて様式第1号です。